

転ばぬ先のかわら版 vol. 13 平成25年秋号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

今回はFacebook（以下Fbという）のお話です。

「友達リクエスト」に要注意



Fbには、「友達リクエスト」という機能があり、友達になりたい人に「友達リクエスト」を出して、相手に承認してもらおうというやりとりでFb上の交友関係を広げていくのが一つの特徴なのですが、このリクエストに、軽い気持ちで承認してしまい、Fb上の友達になってしまうと・・・気づいたら、自分の個人情報が流出していたり、偽者に自分がなりすまされてしまうかもしれないのです。

どんな風に送られてくるのか

そもそも、面識がない人からの「友達リクエスト」なんて承認しないのでは？と思うかもしれませんが、相手は、異性であることが多く、利用者が思わず承認してしまうような巧妙な手口を使ってくるのです。以下にそのパターンを紹介しましょう。

（１）写真のない知らない人物から来る友達リクエスト

登録名がローマ字であったり、基本情報（性別・名前など）だけしか登録されていないなかったり、タイムライン（ツイッターなどのつぶやきのようなもの）への投稿がほとんどなかったりするので、どんな人物なのか分からない、という特徴がある。

（２）写真付きではあるが知らない人物からメッセージ付きで来る友達リクエスト

写真付で、基本情報以外にもプロフィールやタイムラインへの投稿も比較的されていて、プロフィールも利用者と共通の出身地や出身校などであることが多い。「メッセージ」というFb上のメール機能で連絡を取ってくる。

（３）友人・知人と同じ又は似たような名前の人物から送られてくる友達リクエスト

利用者にとって多少心当たりがある名前でも友達リクエストを送ってくる。特に、Fb上の友達と同じ名前の人物から来た友達リクエストは、なりす

ましの可能性が高い。

どんな危険があるのか

もしこれらのリクエストを承認してしまうとどうなるのでしょうか？

まず、考えられるのは、利用者の個人情報の流出です。Fbは実名での登録ですし、生年月日や出身地など個人情報が溢れていますから、それを元にID・パスワードを悪用され、なりすましによる買い物をされたりする可能性もあります。また、メッセージのやりとりを通じて、最終的にはアダルトサイトや有料サイト等へ誘導されるケースもあります。最悪の場合には自分のアカウントが乗っ取られてしまうこともあるようです。

危険を避けるために

友達リクエストが来たからといって、簡単に承認するのではなく、送ってきた相手とメッセージのやりとりをして間違いなく友人・知人であるか確認することが大事です。また、自分がFb上に公開している情報についても、公開する範囲を制限するなど、ターゲットになりにくくすることも必要です。

FbをはじめとするSNSは気軽に友達の間をを広げていける便利なツールですが、便利であればあるほど、それを悪用する人も現れます。こうした知識を身につけた上で、安心して楽しく利用していきたいですね。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

| | |
|---------------|---------------|
| 平成19年度：5校で開催 | 平成22年度：17校で開催 |
| 平成20年度：5校で開催 | 平成23年度：20校で開催 |
| 平成21年度：18校で開催 | 平成24年度：18校で開催 |

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666